

議 事 録

議事録名			
佐久市保健福祉審議会保健部会			
日 時	平成29年8月30日 16:10～	開催場所 議会棟 第4委員会室	時間 30分
出席者	堀内委員・岡田委員・野村委員・丸山委員・白鳥委員・鷹野委員 ・市川(み)委員・市川(典)委員・猿谷委員・土屋委員 (欠席:大森委員・河西委員)		出席 10名 委員 欠席 2名
	健康づくり推進課長・課長補佐・保健医療政策係長・ 健康増進係長・口腔歯科保健係長・保健予防係長・ 白田支所健康づくり推進係長・浅科支所健康づくり推進係長・ 望月支所健康づくり推進係長・健康づくり推進課職員2名		事務局 出席 11名
提出資料	佐久市保健福祉審議会保健部会次第 他		
(次第)			
1 開会			
(所管課長)			
<p>只今より、佐久市保健福祉審議会「保健部会」を開催いたします。</p> <p>私は市民健康部健康づくり推進課長の佐々木と申します。保健部会の部会長さんが選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次第に沿って、進めさせていただきます。</p>			
2 委嘱書の交付			
(所管課長)			
<p>2 委嘱書の交付でございます。新たに、保健福祉審議会「保健部会」の委員をお願いいたします皆様方の任期は、平成29年8月30日から平成31年8月29日までの2年間でございます。部会員の皆さま方への委嘱書の交付ですが、すでに皆様のお席に委嘱書をお配りしてございまして、誠に失礼かと存じますが、これをもちまして委嘱書の交付に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、先ほど審議会委員の委嘱を受けられた委員の皆様方は、審議会条例第7条の「部会に属すべき委員は会長が指名する」との規定により、本席での委嘱書の交付はございませんので、よろしくお願いいたします。</p>			
3 自己紹介			
(所管課長)			
<p>それでは、3 自己紹介でございます。</p> <p>只今、委嘱書の交付が済みまして、今後委員の皆様には、保健福祉行政全般に渡り、また、その中でも特に保健分野に係る事項につきまして、ご審議をいただく事となります。何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>つきましては、委員の皆様方から自己紹介をお願いいたします。席順で堀内委員さんからお願いいたします。</p>			
～委員自己紹介～			
(所管課長)			
<p>ありがとうございます。尚、本日ですが、佐久薬剤師会の大森委員様、佐久市保健所次長の河西委員様の欠席のご連絡を頂戴していますので、ご報告を申し上げます。</p> <p>続きまして、職員の自己紹介をさせていただきます。</p>			
～職員自己紹介～			

議 事 録

4 審議会・保健部会の組織について

(所管課長)

続きまして、4の審議会・保健部会の組織について、担当よりご説明いたします。

(事務局)

保健部会の組織についてご説明を申し上げます。

資料No.1をご覧ください。佐久市保健福祉審議会条例で条例の1条、2条には保健福祉審議会の設置及び任務が定められております。

少し飛びまして第7条です。第7条につきましては部会の事項が定められています。審議会の中には児童福祉部会、障害者福祉部会、高齢者福祉部会、そして本日の保健部会の4つの部会が設置されております。

資料2ページをご覧ください。こちらは佐久市保健福祉審議会組織図となっております。各部会は審議会の委員さんと審議会以外の委員さんで構成されておまして、保健部会においては審議会委員が6名、審議会委員以外が6名の計12名により構成されております。こちらの部会では審議会から委任された専門的事項を調査、審議いただきます。更に部会において必要に応じて専門委員会を設置する事も出来る事になっております。

(所管課長)

委員の皆さんから、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

5 部会長選出

(所管課長)

では引き続き、部会長の選出でございます。

保健福祉審議会条例第7条第4項の規定により「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める」となっておりますことから、どのように取り計らえばよいかご意見を頂戴したいと思います。

(委員)

事務局案がありましたらお願いします。

(所管課長)

はい。事務局案としましては、部会長に佐久医師会の岡田委員さんをお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(所管課長)

それでは、部会長は岡田委員さんをお願いをするという事で、ご賛同いただける方は、拍手をお願いいたします。

——拍手！拍手！拍手……——

皆様にご賛同をいただきましたので、岡田委員さんを部会長に決定させていただきます。岡田委員さんは部会長席へお願いいたします。それでは、岡田部会長さんに一言ご挨拶をお願いいたします。

(部会長)

只今保健部会長にご推薦いただき、皆様にご承認いただきました岡田でございます。慣れない事ですので、審議の方、ご協力をよろしくお願いいたします。

議 事 録

(所管課長)

ありがとうございます。

審議会条例第6条及び第7条7項の規定により、部会長が議長となることとされておりますので、次第6「部会長職務代理の指名について」からは岡田部会長さんに議長をお願いいたします。

6 部会長職務代理の指名について

(部会長)

これより議長を務めさせていただきますが、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

始めに、次第の6「部会長職務代理の指名について」でございますが、審議会条例第7条第6項に「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されておりますので、私より指名させていただきます。

私から堀内委員さんに部会長職務代理者をお願いしたいと思います。堀内委員さん、よろしくお願いいたします。一言ご挨拶をお願いいたします。

(堀内委員)

皆さんよろしくお願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。

7 審議事項

(部会長)

続きまして、次第7の審議事項に入ります。

(1)佐久市自殺対策総合計画の素案について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

佐久市自殺対策総合計画 骨子案についてご説明いたします。先日送付させていただきました資料No.2-1、2-2についてお話をさせていただきます。

始めに資料No.2-1をご覧ください。本骨子案につきましては、佐久市自殺対策総合計画の概要等についてお示しするもので、9月にパブリックコメントを行い、決定してまいります。

1ページの「1計画策定の目的」ですが、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識の下、全ての市民が連帯感を持ち、生きる事の阻害要因を減らし、促進要因を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない佐久市の実現」を目指すものです。

これまでの自殺対策に係る「2背景」ですが、全国自殺死亡者数は、平成10年以降、14年連続で3万人を超えていました。この間、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、自殺は個人の問題から社会的な問題であると認識の下、様々な対策により自殺者数は減少傾向にあります。依然として2万人を超えています。

去年4月に自殺対策基本法が改正され、平成30年度までに全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。佐久市では、計画策定に向けた国のモデル市町村に応募し、全国の14市区町村のうちの一つとして選定され、今年度中の計画策定に向けて取り組んでいるところです。佐久市の自殺対策の取り組みは、自殺対策連絡協議会、佐久市自殺対策関係課連絡会議等の支援者連携、相談窓口となる「心のホットライン・佐久」の開設、ゲートキーパーなどの支援者養成など、現在16の事業を実施しています。本骨子案を基に、今後佐久市の自殺の実態分析を踏まえた総合計画の策定を進めてまいります。

「3計画の期間」ですが、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。これは長野県の自殺対策計画の実施期間と同じになります。

「4計画の位置付け」につきましては、第二次佐久市総合計画を最上位計画と位置づけ、市の諸計画と整合を図るほか、国の自殺総合対策大綱や長野県の自殺対策推進計画との整合を図ります。

「5自殺対策における連携の考え方」につきましては、法律や各種計画など社会制度や関係機関等の地域の連携、更には相談体制などの対人支援により「誰も自殺に追い込まれることのない佐久市の実現」を目指すものです。

議 事 録

(事務局)

次のページの2ページ目をお願いします。

「6自殺対策における重点事業」については、ご覧の5つの重点施策を挙げさせていただいております。重点施策1は、自殺は一部の人や地域の問題ではなく、誰でもその当事者となりうる問題である事について、市民への周知と理解を図ります。重点施策2は、ゲートキーパーの養成など自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図ります。重点施策3は、相談体制の充実や生活困窮者の支援体制の整備など社会全体の自殺リスク低下に向けた、環境の整備を行います。重点施策4は、地域における民間団体との連携強化により自殺防止に繋げていきます。重点施策5は、中学校における自殺対策教育やSOSの出し方教育などの推進により子どもや若者に対する自殺対策を推進します。この他、今後、国から示される自殺対策計画ガイドラインや地域特性政策パッケージなどを計画に反映させていきます。

「7自殺対策の数値目標」ですが、県の目標値の設定に倣い、人口10万人当たりの自殺死亡率を平成34年までに、平成27年に比べて20%以上減少することを目指します。この他、ゲートキーパーの認知度などの指標も設定し、自殺対策の効果を把握していきます。

次の資料3ページをご覧ください。

「8市民参画と策定体制」につきまして、計画策定にあたり7月21日に市の保健福祉審議会へ諮問をさせていただきましたが、その他、市民アンケートやパブリックコメントの実施、また佐久市自殺対策連絡協議会、これは識見者と佐久医師会や民生委員さん、保健指導員さんからの選出を含む20の団体とオブザーバーにより構成されている会議体ですが、この協議会の委員の皆様からのご意見をいただきながら計画策定を進めてまいります。アンケートは只今、回収を終え分析をさせていただいているところです。

次に右側の自殺者数の推移の資料は、平成21年から平成28年までの全国と長野県、そして佐久市における自殺者数の推移を示しています。また、一番下は、人口10万人当たりの自殺死亡率を比較したグラフです。全国的には3万人を超えていた自殺者数は毎年減少を続け、平成28年には21,403人となりました。佐久市の状況は、年によって人数にバラつきがありますが、20人前後でほぼ横ばいとなっております。

続きまして、資料No.2-2「自殺対策総合計画策定スケジュール」をご覧ください。左側から平成28年度、29年度、30年度となっております。中段にある事務局作業を中心に進めてまいります。下から2段目に保健福祉審議会があります。9月1日からパブリックコメントを実施し、骨子案を決定してまいりたいと考えております。

計画案につきましては、今後国から来る予定の計画策定ガイドラインや政策パッケージを基に保健部会の皆様のご意見や自殺対策連絡協議会、パブリックコメント等のご意見をお聞きし、県の自殺対策推進計画との整合を図りながら、来年1月頃の決定に向け進めてまいりたいと考えております。

(部会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等はございますか。ないようですので、次に移ります。

8 その他

(部会長)

8の「その他」に入ります。委員の皆さんから何かございますか。

事務局から何かございますか。

(所管課長)

只今、ご説明を申しあげました自殺対策総合計画 骨子案でございますが、説明にもございました通り、これからパブリックコメント等を求めまして、それに基づきまして調整をしてまいります。調整が済みましたら、部会の皆様にご審議をいただく事になります。次回の部会の開催につきましては、事務局としましては10月17日午後1時半から予定をしております。大変お忙しい中ではございますが、ご出席をよろしくお願いいたします。

議 事 録

(部会長)

これで、本日の保健部会の審議事項は全て終了といたします。皆様のご協力ありがとうございました。

それでは、事務局に進行を交代いたします。

(事務局)

岡田部会長さん、進行ありがとうございました。

短時間でございましたので、もしご意見等ございましたらお寄せいただき、反映させていただきながら、次回の部会にお示しできる資料を策定してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の保健部会の日程は終了でございます。お忙しいところ、誠にありがとうございました。

